

ハヤヨミ！ 看護政策 No.460

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2025年3月10日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

特定機能病院のあり方を議論

ー特定機能病院及び

地域医療支援病院のあり方に関する検討会ー

◎公開可

2月26日に標記検討会が開催され、特定機能病院のあり方に関する議論の整理(案)について議論した。特定機能病院のあり方については、大学附属病院と他の特定機能病院とを分けて議論することとし、まずは大学附属病院について議論の整理(案)が示された。特定機能病院は、高度の医療の提供や、高度の医療技術の開発、また高度の医療に関する研修、医療に関する高度の安全確保を実施する能力を備える病院とされている。一方、医療提供体制を取り巻く環境の大きな変化、新たな地域医療構想の取り組みを鑑み、2040年を見据えると、高度な医療提供、医師派遣機能を含む地域医療における役割を積極的に果たすこと、さらに、医学生を含む人材育成・供給、研究開発を担うことが期待される。そのような状況を見据え、「承認要件」を「基礎的基準」と「発展的(上乘せ)基準」の2段階評価が提案された。「基礎的基準」は、全ての大学附属病院が満たすべき基準で、「発展的(上乘せ)基準」は、地域の実情を踏まえ自主的に実施している高度な医療提供・教育・研究・医師派遣に係る取り組みとされた。「基礎的基準」には、本会が意見を述べていた「看護師・薬剤師、その他専門職の実習の受け入れ・育成」が項目として提案された。「発展的(上乘せ)基準」では、①医療提供に関する基準②教育(研修)に関する基準③研究に関する基準④医師派遣に関する基準が示された。吉川常任理事は、承認要件を2段階にすることに賛同するとともに、基礎的基準に提案された医師のみならず、薬剤師、看護師、その他医療従事者の育成は地域医療の底上げをし、質を担保するために必要な要件であると述べた。(執筆:吉川常任理事)

※特定機能病院の在り方に関するこれまでの議論の整理(案)参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001421841.pdf>

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話: 03-5778-8547 FAX: 03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>